

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年^{内閣府、}農林^{環境省、}水産^{省、}省、^{厚生労働省、}経済産業^{省、}省、^{国土交通省、}令第一号）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（指定申請書の添付書類） 第百八十二条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第 三百八条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次 に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む 。以下この項、第百八十二条の八、第百八十二条の九及び第百八 十二条の十五において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる 書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>四〇八（略）</p> | <p>（指定申請書の添付書類） 第百八十二条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第 三百八条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次 に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む 。以下この項、第百八十二条の八、第百八十二条の九及び第百八 十二条の十五において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国 籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又は これに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記 事項証明書）</p> <p>四〇八（略）</p> |